

緊急事態宣言発令に伴うアリーノの開館時間短縮等について

(令和3年1月8日時点)

新型コロナウイルス感染症に関して、神奈川県内に緊急事態宣言が再発令されたことに伴う、川崎市の施設運営方針に基づき感染拡大防止策をさらに推進するため、アリーノの開館時間を短縮いたします。

対象期間: 令和3年1月8日(金)～2月7日(日)

(終期は予定です。今後の状況により再延長となる場合があります。)

開館時間の短縮について

緊急事態宣言発令に伴い、神奈川県内では夜8時以降の外出自粛が強く求められていることから、アリーノにおいても、開館時間を以下のとおり変更いたします。

変更後の開館時間 午前9時～午後8時

(【変更前】午前9時～午後9時)

なお、電話対応業務のみ、午後9時まで行います。

貸館業務の利用時間短縮について

貸館業務について、全室夜間区分の利用時間を短縮いたします。

(午前・午後区分は変更なし)

変更後の夜間区分の利用時間帯 午後5時30分～午後8時

(【変更前】午後5時30分～午後9時)

なお、利用時間短縮に伴う料金減額は**ありません**(通常通りの施設利用料となります)

予め御了解の上、御利用願います。

※ 開館時間の短縮に伴い、2階市民活動支援コーナー、地域図書室のご利用も
午後8時までとさせていただきます。